神戸地方裁判所委員会(第16回)議事概要

1. 日時

平成21年2月10日(火)14:00~17:15

2. 場所

神戸地方裁判所裁判員候補者待合室(2階)等

3. 出席者

(委員)

天野和生,守殿貞夫,小泉修三,外木場久雄,竹本昌弘,田中昌利,玉田はる代,徳永恭子,中西均,根岸哲,平賀真理,前田順司,三木孝,水上敏(五十音順,敬称略)

(オブザーバー裁判官)

東尾龍一

(模擬選任手続担当スタッフ)

(1) 裁判官

佐藤建,宮端謙一

(2) 裁判所書記官

西村徹也,岡村隆吾,森澤哲也

(庶務)

曾根啓子, 笹倉芳徳, 高木忠弘, 山田和弘, 山田誠, 藤原扇一, 石川雅也

- 4. 議事(は委員長, は委員の発言。 は裁判所からの説明)
- 4.1. 委員の交替について(新任委員の紹介)

前田順司委員(平成20年10月9日付け),田中昌利委員(平成21年1月1日付け)及び中内仁委員(平成21年1月1日付け)の紹介があった。

4.2. 新委員長の選任

三浦潤委員長が転出したため、中西均委員長代理の議事進行により、前田順

司委員が委員長に選任された。

- 4.3. 模擬選任手続体験及び意見交換(14:25~17:30)
- 4.3.1 模擬選任手続の実施
 - (1)オリエンテーション,当日質問票記入
 - (2)個別質問
 - (3)裁判員・補充裁判員選任
 - (4)結果発表,裁判長からの挨拶
 - (5)裁判長からの説明,宣誓
- 4.3.2 模擬選任手続についての感想及び意見交換

各委員には、なるべく現実に近い形での選任手続を体験をしていただいた。この場においては、前半は、案内表示等や施設面でお気付きになられたことがあったか、選任手続時のオリエンテーションDVDや裁判員調整官からの説明、裁判官からの説明で分かりにくいところはなかったか、また、裁判員の通る通路等を通られた感想等について、御意見を伺いたい。後半は、東尾オブザーバーから、辞退事由をどう判断したかについて御説明した上、裁判所として、辞退事由をどう配慮し、どう判断すべきか等についての御意見を伺いたい。

玄関入口にあった案内表示は確認できた。オリエンテーションDVDについては、前席の方の頭が邪魔になって見にくかった。

直接裁判員候補者待合室へ行くことはできたが,案内表示は見つけにくく,も う少し,わかりやすい表示があれば良いのではないか。

オリエンテーションでの説明等は、大変良く理解できた。

裁判員候補者と事件関係者の方を会わせないための動線や時間差をどのように するのかが気になった。

また,本日は少人数でもあることから,あまり気にはならなかったが,実際の 選任手続でたくさんの候補者が来庁された時には,候補者待合室の椅子の間隔が 窮屈すぎるように思われた。 選任手続での職員の説明は、良く理解できた。

候補者待合室への案内表示は分かりやすかった。オリエンテーション等での職員の説明については,その丁寧さに驚いたほどで,戸惑いもなかった。

案内表示については,看板が小さかったように思われる。また,職員の説明は 分かりやすかったが,オリエンテーション時に,メモを取っても良いのかが分か らなかった。

案内や説明は分かりやすかった。ただ、候補者の中には、事前に送付された資料を十分に読んでこない方もいるであろうことから、例えば、看板を大きくして分かりやすくしたり、玄関入口に案内役の職員がいれば良いのではないか。オリエンテーションでの説明は、時間の経過や目安を丁寧に話していただいたことが、大変有り難かった。

一般の方にとっては、裁判所に行くこと自体が、プレッシャーになっているので、案内表示については、もう少し分かりやすい方が良いのではないか。また、個人的な印象として、「出頭」という言葉が少し気になった。その他、質問内容に「報道に影響されますか。」や「公平な裁判ができますか。」というものがあったが、裁判員になりたくない人は、「影響される。」や「公平な裁判ができません。」と答えれば裁判員にならなくて済むと考えてしまうのではないか。

調停委員として裁判所に来る機会の多い私にとっては,案内表示は分かりやすかったが,初めて裁判所にお越しになる方にとっては,案内を赤字で表示するのは,かえって分かりにくいのではないか。

オリエンテーションでの説明等は分かりやすかった。ただ,質問時に,わざわざ「裁判官の です。」という自己紹介をいただかなくとも,「裁判官」「事務官」という名札のようなものを着用していただいた方が分かりやすいのではないか。

案内については,玄関入口に案内役の職員がいた方が良いのではないか。オリエンテーションでの説明については,裁判員候補者の裁判員制度の知識にばらつ

きがあるので,個々のレベルに合った説明が必要ではないか。また,人によっては,一つ一つの説明を理解しないままに手続が進んでいくような場合もありうるので,それぞれの説明の間に,適宜,質問の時間を挟んでいく必要があるのではないか。

裁判員に選ばれた人に対する裁判長からの最後の説明の際に,刑事手続の流れのフローチャートをスクリーンに映し出すなりして説明した方が,より分かりやすいのではないか。

初めて裁判所にお見えになる方にとっては、案内表示が分かりにくい。インフォメーションセンターも少し奥まったところに設置されると聞いているので、玄関入口付近に分かりやすい案内が必要である。

裁判員に選ばれなかった方に対して,「これで終了です。」という程度ではなく,その後のフォロー(裁判所の見学やビデオ上映)も必要ではないか。

案内表示については,少し小さいと感じた。本委員会での御意見を踏まえて, もう少し分かりやすいものを作成したい。

裁判員候補者と傍聴される事件関係者とを会わせないための動線や時間差をどのようにするのか,本日は少ない人数で比較的席に余裕があったが,実際の選任手続に30人以上の候補者が来られたときはどうするのか,質問手続について, メモを取っても良いのか,という点につき,裁判員係から説明する。

裁判員候補者と事件関係者の動線等については,選任手続が,基本的に,午前9時30分から行うことを予定しているところ,公判の開廷時間は,早くて午前10時となっており,時間差がある。候補者待合室の席は,約50席あり,現状は通路と通路の間に3つの椅子を合わせているが,実際の選任手続では,これを2つにして,少し余裕を持たせる予定である。ただ,手荷物等を置くスペースがないため,椅子の下に籠かトレーを置くことを検討している。

なお、メモについては、事件の概要以外については、プライバシーに関わる部分はないため、取っていただいても構わない。

椅子に設置されたメモ台について,筆記しづらかったり,立ちづらかったりしなかったかをお伺いしたい。

特に、支障があるとは感じなかった。

裁判員の動線等に関しては,裁判所において十分に検討しているところ,裁判員候補者と事件関係者の動線を切り分けることについては,全国の裁判所でも検討が未了であるが,候補者の段階からも気にされるところであるのかをお伺いしたい。

候補者の段階においても、事件に巻き込まれたくないという気持ちはあると思う。

裁判員に選ばれた方に対する裁判長からの説明の際に,刑事手続の流れのフローチャートをスクリーンに映し出すなりして説明した方が,より分かりやすいのではないかという点や「報道に影響されますか。」「公平な裁判ができますか。」という質問に対して,裁判員になりたくない人は,「影響される。」「公平な裁判ができません。」と答えれば,裁判員にならなくて済むと考えてしまう人がいるのではないかという点について,東尾オブザーバー裁判官から説明する。

刑事手続の流れのフローチャートをスクリーンに映し出すなりして説明した方が、より分かりやすいのではないかという点については、これまでの模擬裁判においても、選任された裁判員に、刑事手続の一般的な流れや事件によっては殺意や正当防衛についての一般的な概念の説明を行っており、実際の裁判員裁判になっても説明することとなると思われる。次に、当日の質問票に、「影響される。」「公平な裁判ができません。」と書かれた候補者の方には、個別質問手続で詳しく聴くことによって、真意を推し量ることができるのではないかと考える。

「出頭」「呼出状」という文言については,法律に「呼び出さなければならない」と規定されていること,出頭しない場合に過料の制裁があることから,「呼出状」という文言をどこかに記載する必要がある。「出頭」という言葉をオリエンテーション等でどのように表現するのかについては,裁判員調整官から説明す

る。

オリエンテーションの中では ,「出頭」という言葉は使わず ,「お越しいただいた」という表現に代えている。

6人の裁判員を選定するために50人も呼び出すのではなく,もう少し絞った 人数で呼び出した方が良いのではないか。

呼出人数が多すぎるという点について,東尾オブザーバー裁判官から説明する。裁判所としては現在のところ,呼出人数として50人から100人の間を考えており,その中で50人というのは,一番少ない人数である。日本の裁判員裁判においては,呼び出しをさせていただいても,そのうち何人の方にお越しになっていただけるのかが把握できていない状況である。アメリカの陪審員制度においては,呼び出したうちの約3割の方にお越しいただいているようであり,その状況を踏まえて,当初は50人から100人の方にお越しいただくようお願いして,少しずつお越しいただける方の割合が分かってくれば次第に減らせることにもなると思われる。

裁判所としては,裁判員と補充裁判員を選定できる人数の方にお越しいただけず,裁判自体が成立しないことを一番の不安に思っている。裁判員が6人,補充裁判員が最大6人である。その前に検察官と弁護人が,それぞれ4人ずつを理由なし不選任の行使をすることができる。したがって,できるだけ幅の広い範囲の中から無作為に裁判員等を選びたいという思いがある。また,東尾オブザーバー裁判官からアメリカの陪審員の話があった。韓国で最近行われたところでは,実際に来られる方は2割台であったとの情報も入ってきている。日本においては,マスコミのアンケートによれば,5割程度の方にお越しいただけるのではないかということであるが,いったい何割の方が来てくださるか,というのが非常に心配で,当初の段階では,少し多めに見積もって行わざるを得ない。

候補者になられた方は,裁判員裁判に必要な3日間を空けてお越しになるわけであるが,裁判所の都合で多めに呼び出した上で,くじによって,選ばれません

でしたというのでは、割に合わないというお気持ちの方が出るのではないか。

例えば,事前の質問票から,前もって100人の方を選んだ上,その中から20人に絞って呼び出されるという方法等は検討しているのか。

例えば,裁判の日程が長く予定される場合については,先に事前質問票をお送りして,その御回答の結果,辞退が認められるような方については,そもそも期日のお知らせはお送りしないというような選任の手続も検討している。

前半の部分について、沢山の御意見をいただいたが、続いて、後半の部分、辞退事由に関して裁判所がどういう判断をしたのかについて、東尾オブザーバー裁判官から説明する。

(東尾オブザーバー裁判官から各委員から提出された辞退事由に対する裁判所の判断について説明があった。)

私は,支店長会議と叙勲の祝賀会という2つの辞退事由を出したが,どう判断されたのかをニュアンスだけでもお聞かせいただければ有難い。

厳しく解釈をすれば、経済活動をしておられる方は、何某かの損害を被ることとなるわけだが、今言われた支店長会議であれば、重要な会議であると思われ、辞退理由となるのではないかと考える。ただ、会議に出ることなく、裁判員候補者として裁判所に行く場合には、裁判員候補者に選ばれたということを公表する必要があり、果たして公表して良いのかという点についてお尋ねしたい。

一般的に,裁判員候補者に選ばれたことについて,インターネットのブログで 公表するようなことは禁止されているが,候補者として裁判所に行くために,休 暇を取得しなければならない場合や上司に仕事の交替の方を用意してもらわなけ ればいけない場合については言っても差し支えない。

その点については、はっきりとしておいた方が良いのではないかと思う。裁判 員候補者になったこと自体で3日の休暇取得が必要であり、必然的に、その間の 会議については欠席することとなるが、多数の方が出席され、傍聴人の入るよう な会議等を欠席するに当たっては、裁判員候補者であることを公にして良い旨を 明確に示すべきと考える。

日当等の関係についての少数意見であるが,裁判員を派遣した企業に対して,補填されるべきだとの意見を聴いたことがある。これによって,事業主も,従業員に対して,積極的に参加するように促すということにもなるのではないかと思われる。

裁判員制度だけを見るのではなく、積極的に参加した方については、例えば、 税務上で有利になるというような、日本の制度独特の縦割りのつながりではない、 横の環境整備も整えた上で、国民の義務として裁判員制度に参加していただくこ とも必要ではないか。

今日の模擬選任手続では,想定された3日間の内,色々な予定が入っており,これを辞退事由として認められたいというお話しいただき,裁判官としても大変参考になった。あらかじめ事前の質問票に詳しく事情を書いていただければ,呼び出しの取消をして,裁判所にお越しいただかなくても良いということもある。書く事情のポイントとしては,抽象的に「忙しいから」というのではなく,「こういう事業や会議があり,自分が出なければ契約ができない。」というように,具体的に書いていただくと,裁判所としても判断しやすい。

裁判所としても非常に悩んでいるところは、辞退事由として認める基準を、余りにも厳しくしてしまうと、お忙しい中にある国民の皆様の信頼を得ることができないのではないかということである。事業者の方についてもそうであるし、また、非常に遠方からお越しいただかなければならない方に、厳しく判断してしまっても、なかなか理解が得られない。反対に、辞退事由を認めすぎると、無作為に抽出することによって広く意見を聴くという制度目的があまり果たされなくなるということも危惧される。その調整をどうするのかについては、刑事部の裁判官の腕の見せ所となる。

4.4. 次回の議題

次回のテーマについて、各委員から特段の御意見がなければ、民事事件(労働

審判制度,破産・再生手続,民事調停制度,司法委員の関与),刑事事件(被害者参加制度,損害賠償命令制度),検察審査会制度の中から,裁判所でしかるべき議題を選ばせていただければと考えるが,御了承いだだきたい。

(了承)

4.5. 次回期日

平成21年7月7日(火)午後3時